



事務連絡
平成20年9月1日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。)の一部が平成20年9月1日付け厚生労働省告示第437号及び第438号をもって改正され、平成20年9月1日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬5品目及び外用薬5品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,599	4,232	3,007	40	15,878

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬5品目及び外用薬5品目について、揭示事項等告示の別表第2に収載して、平成21年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	487	447	299	0	1,233

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬	㊦ ゲンチアナ末「JG」	ゲンチアナ	10 g	33.10
2	内用薬	㊦ 酸化マグネシウム「JG」	酸化マグネシウム	10 g	11.20
3	内用薬	㊦ セネガシロップ「JG」	セネガ	10mL	13.80
4	内用薬	㊦ ※単シロップ (JG)	単シロップ	10mL	9.50
5	内用薬	㊦ ブロムフレリル尿素「JG」	ブロムフレリル尿素	1 g	10.40
6	外用薬	㊦ グリセリン「JG」	グリセリン	10mL	12.40
7	外用薬	㊦ グリセリンカリ液「JG」	グリセリンカリ	10mL	13.00
8	外用薬	㊦ ※親水軟膏 (JG)	親水軟膏	10 g	25.20
9	外用薬	㊦ チンク油「JG」	チンク油	10 g	18.30
10	外用薬	㊦ フェノール・亜鉛華リニメント「JG」	フェノール・亜鉛華リニメント	10 g	16.80

掲示事項等告示

別表第2 第7部 (平成21年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1 内用薬	㊦ ゲンチアナ末「エビス」	ゲンチアナ	10 g	33.10
2 内用薬	㊦ 酸化マグネシウム「エビス」	酸化マグネシウム	10 g	11.20
3 内用薬	㊦ セネガシロップ「エビス」	セネガ	10mL	13.80
4 内用薬	㊦ ※単シロップ (エビス)	単シロップ	10mL	9.50
5 内用薬	㊦ ブロムワレリル尿素「エビス」	ブロムワレリル尿素	1 g	10.40
6 外用薬	㊦ グリセリン「エビス」	グリセリン	10mL	12.40
7 外用薬	㊦ グリセリンカリ液「エビス」	グリセリンカリ	10mL	13.00
8 外用薬	㊦ ※親水軟膏 (エビス)	親水軟膏	10 g	25.20
9 外用薬	㊦ チンク油「エビス」	チンク油	10 g	18.30
10 外用薬	㊦ フェノール・亜鉛華リニメント「エビス」	フェノール・亜鉛華リニメント	10 g	16.80